

7. 対象施設（介護技能実習）

【介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める施設のうち、現行制度において存在するものについて、訪問介護等の訪問系サービスを対象外とした形で整理をしたもの】

（白：対象 緑：一部対象 灰色：対象外又は現行制度において存在しない。）

児童福祉法関係の施設・事業
知的障害児施設
自閉症児施設
知的障害児通園施設
盲児施設
ろうあ児施設
難聴幼児通園施設
肢体不自由児施設
肢体不自由児通園施設
肢体不自由児療護施設
重症心身障害児施設
重症心身障害児(者)通園事業
肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関(国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの)
児童発達支援
放課後等デイサービス
障害児入所施設
児童発達支援センター
保育所等訪問支援
障害者総合支援法関係の施設・事業
障害者デイサービス事業(平成18年9月までの事業)
短期入所
障害者支援施設
療養介護
生活介護
児童デイサービス
共同生活介護(ケアホーム)
共同生活援助(グループホーム)
自立訓練
就労移行支援
就労継続支援
知的障害者援護施設(知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通勤寮・知的障害者福祉工場)
身体障害者更生援護施設(身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場)
福祉ホーム
身体障害者自立支援
日中一時支援
生活サポート
経過的デイサービス事業
訪問入浴サービス
地域活動支援センター
精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場)
在宅重度障害者通所援護事業(日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る)
知的障害者通所援護事業(全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る)
居宅介護
重度訪問介護
行動援護
同行援護
外出介護(平成18年9月までの事業)
移動支援事業

老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業
第1号通所事業
老人デイサービスセンター
指定通所介護(指定療養通所介護を含む)
指定地域密着型通所介護
指定介護予防通所介護
指定認知症対応型通所介護
指定介護予防認知症対応型通所介護
老人短期入所施設
指定短期入所生活介護
指定介護予防短期入所生活介護
養護老人ホーム※1
特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)
軽費老人ホーム※1
ケアハウス※1
有料老人ホーム※1
指定小規模多機能型居宅介護※2
指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2
指定複合型サービス※2
指定訪問入浴介護
指定介護予防訪問入浴介護
指定認知症対応型共同生活介護
指定介護予防認知症対応型共同生活介護
介護老人保健施設
指定通所リハビリテーション
指定介護予防通所リハビリテーション
指定短期入所療養介護
指定介護予防短期入所療養介護
指定特定施設入居者生活介護
指定介護予防特定施設入居者生活介護
指定地域密着型特定施設入居者生活介護
サービス付き高齢者向け住宅※3
第1号訪問事業
指定訪問介護
指定介護予防訪問介護
指定夜間対応型訪問介護
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
生活保護法関係の施設
救護施設
更生施設
その他の社会福祉施設等
地域福祉センター
隣保館デイサービス事業
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
ハンセン病療養所
原子爆弾被爆者養護ホーム
原子爆弾被爆者デイサービス事業
原子爆弾被爆者ショートステイ事業
労災特別介護施設
原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業
家政婦紹介所(個人の家庭において、介護等の業務を行なう場合に限る)
病院又は診療所
病院
診療所

※1 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。)を行う施設を対象とする。

※2 訪問系サービスに従事することは除く。

※3 有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとして要件を満たす施設を対象とする。

8. 介護技能実習で認められる業務内容と人数枠

< 業務内容 >

下記必須業務を全業務時間の2分の1以上実施することが必要となります。

また、周辺業務は、3分の1以下程度としなければいけません。

一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・ことろとからだのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務が移転対象となります。

区分	内容	実習計画に含まれる割合
① 必須業務	技能実習生が技能等を修得等するために必ず行わなければならない業務 ☆身体介護 (入浴、食事、排泄、体位変換、移乗・移動等の介助等)	業務に従事させる時間全体の 2分の1以上 であること
② 関連業務	必須業務に従事する者により当該必須業務に関連して行われることのある業務であって、修得等をさせようとする技能等の向上に直接または間接に寄与する業務 ☆身体介護以外の支援 (掃除、選択、調理等) ☆間接業務 (記録、申し送り等)	業務に従事させる時間全体の 2分の1以下 であること
③ 周辺業務	必須業務に従事する者が当該必須業務に関連して通常携わる業務 (関連業務に掲げるものを除く) ☆その他 (掲示物の管理 等)	業務に従事させる時間全体の 3分の1以下 であること
④ 安全衛生に係る業務	関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務 ☆緊急時・事故発見時の対応等	①から③までに掲げる業務について、それぞれ、従事させる時間のうち 10分の1以上 充てること

< 人数枠 >

事業所単位で介護等を主たる業務として行う常勤職員の総数に応じて受け入れることができます。

※ 常勤とは、実習実施者に継続的に雇用されている職員（正社員、または正社員同様の就業時間で継続的に勤務している日給月給者）です。

事業所の常勤介護職員の総数	一般の実習実施者		優良な実習実施者	
	1号	全体 (1・2号)	1号	全体 (1・2・3号)
1	1	1	1	1
2	1	2	2	2
3~10	1	3	2	3~10
11~20	2	6	4	11~20
21~30	3	9	6	21~30
31~40	4	12	8	31~40
41~50	5	15	10	41~50
51~71	6	18	12	51~71
72~100	6	18	12	72
101~119	10	30	20	101~119
120~200	10	30	20	120
201~300	15	45	30	180
301~	常勤介護職員の 20分の4	常勤介護職員の 20分の2	常勤介護職員の 10分の2	常勤介護職員の 5分の4

【介護職種に係る受け入れ人数枠の算定基準】

<介護施設> 人数枠の算定基準となる介護職員…介護等を主たる業務として行う常勤職員を指し、介護施設の事務職員や就労支援を行う職員、看護業務を行う看護師等は算定基準に含まない。

<医療機関> 看護師や准看護師の指導の元に療養生活上の世話（食事・清潔・排泄・入浴・移動等）を行う診療報酬上の看護補助者の指導を同一病棟で行っている看護師及び准看護師は、算定基準に含まれる。